

## 建設リサイクル通知の電子申請について

窓口、郵送での受付に加え、電子申請での受付も開始します。

次の事項にご留意いただき時間に余裕をもって電子申請を行ってください。

### 通知とは

●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、国の機関又は地方公共団体が、工事着手前に通知するものです。

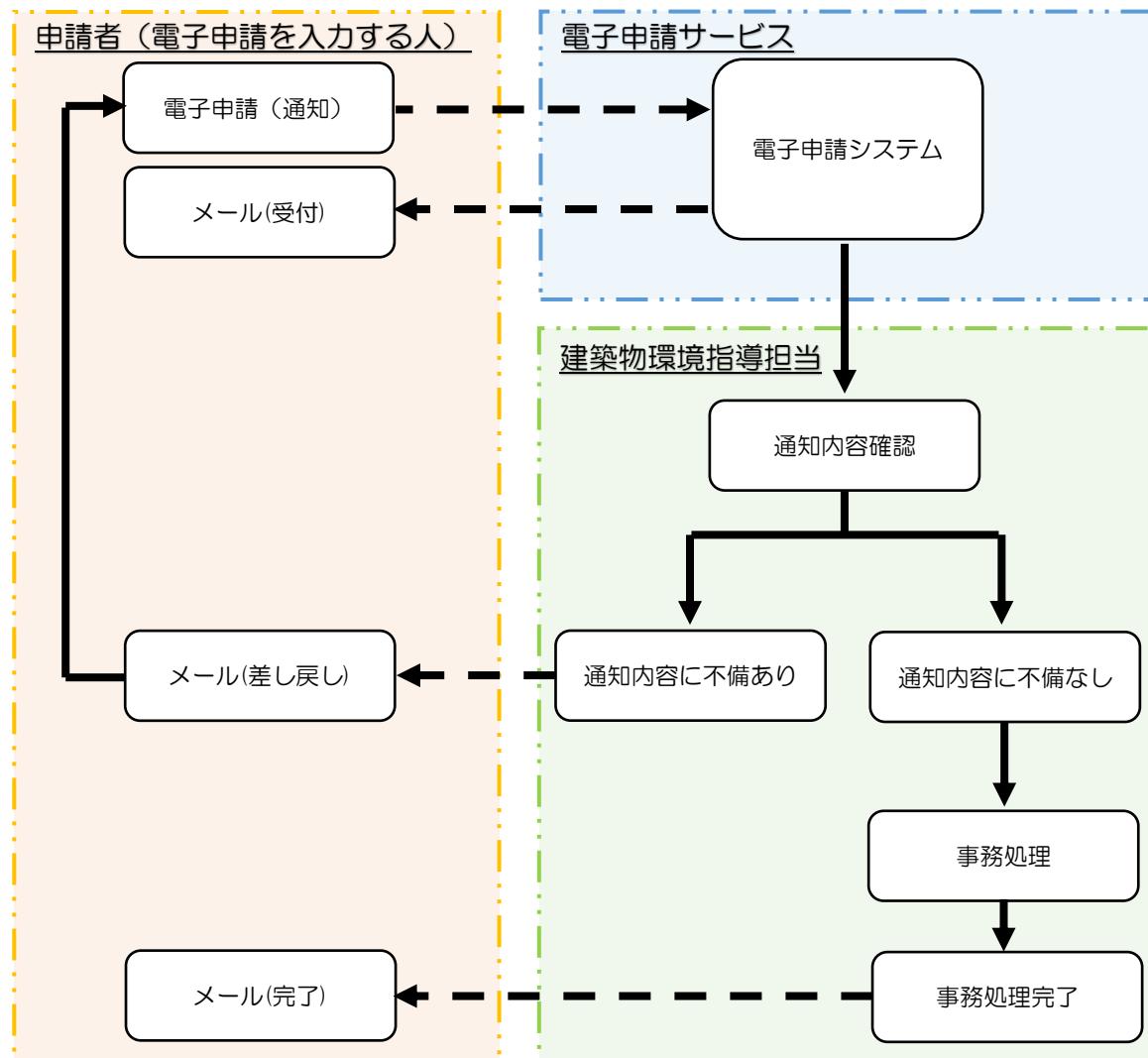
国の機関又は地方公共団体以外の方は、法第10条届出書により提出してください。

### 電子申請の流れについて

●通知の電子申請の流れは下図の通りです。電子申請を行い、メール（完了）が届きましたら、届出の電子申請は完了です。

メール（差し戻し）が届いた場合は、再度電子申請手続きを行ってください。電子申請サービスのGrafferアカウントを使用したログイン後電子申請された場合は、申請内容を引き継ぎ申請することができます。アカウントについてはページ(3/3)を参照してください。

●差し戻しの場合がありますので、届出の電子申請の際に不備がないか確認お願いします。



## 通知書の写しとシールについて

●紙の通知の場合は、通知の際に、通知書の写しとシールを渡しておりましたが、電子申請の場合は次のようにになります。

◆通知書の写し 電子申請のメール（完了）

◆シール HP上にデータを公開します。

メール（完了）に通知日と届出番号を記載しますので、それを記載の上工事現場に掲示お願いします。

また、シールは、どの工事も同じシールです。

シールは、データ上で日付が記入できる用と、手書き用と2種類HPに掲示しています。

件名： 「名古屋市 建設リサイクル法の通知（名古屋市 建築工事に関するもの）」処理完了のお知らせ

「名古屋市 建設リサイクル法の通知（名古屋市 建築工事に関するもの）」の処理が完了いたしました。

■ 申請の種類

名古屋市 建設リサイクル法の通知（名古屋市 建築工事に関するもの）

■ 申請日時

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

届出番号 6 第 号は、届出日令和6年 月 日付で届出完了しました。

参考：メール（完了）

## 受付日(通知日)について

●電子申請による受付日は、開庁日の午後5時まで(令和8年4月以降は午後4時)に電子申請されれば、当日が受付日(通知日)となります。午後5時以降(令和8年4月以降は午後4時)または閉庁日に電子申請の場合は、翌開庁日となります。例えば、土曜日(閉庁日)に電子申請をすると、月曜日(翌開庁日)が受付日(通知日)となります。

●メール(差し戻し)が届いた場合は、再度電子申請手続きが必要になりますが、その場合は、再度電子申請された時間で判断しますので、時間に余裕をもっていただきますようよろしくお願いします。

## 通知書の写しについて

●電子申請では、メール(完了)が通知書の写しとしてあります。さらに控えが欲しい場合は、対応が出来かねますので、通知を郵送または窓口で行っていただきますようよろしくお願いします。

## 電子申請を開始する前の確認事項

### ●電子申請サービスが行える環境か確認

お使いの PC やスマートフォンが電子申請が行える環境か確認してください。

よくある質問 Q.推奨環境

<https://graffer.jp/faq/usaq66>

### ●電子申請サービスを行うための Graffer アカウントの登録

電子申請は、「Graffer アカウントを使用したログイン」と「メールアドレス認証」の 2 種類いずれかの方法で申請を始められます。同一のアカウントによる過去の申請内容を確認するには、Graffer アカウントからになり「メールアドレス認証」ができませんので、「Graffer アカウントを使用したログイン」を推奨しております。

また、Graffer アカウントは、Google や line のアカウント情報からも登録可能です。

よくある質問 Q.ログイン方法を教えてください

<https://graffer.jp/faq/irrgl8>

よくある質問 Q.Graffer アカウントの作り方を教えてください

<https://graffer.jp/faq/wh3fgw>

## その他事項

### ●電子申請サービスについてのよくある質問が下記 URL からご覧いただけます。

<https://graffer.jp/faq/>